

農業分野特定技能活用促進事業

本県における特定技能外国人の活用促進を図るため、派遣形態の特定技能外国人を初めて雇用し、その活用にモデル的に取り組む農業者等を支援します！

1 公募期間 令和7年5月7日(水)から令和7年6月25日(水)まで

2 応募資格 次の各号のすべてを満たすものを対象とします。
(1)認定農業者又は農業法人、農業協同組合等
(2)鹿児島県内に事業所を置く者
(3)派遣特定技能を初めて雇用する者
(4)明確な会計経理を実施又は実施出来ると認められること

3 事業内容 (対象経費) (1)派遣特定技能の前任地(国内)からの移動に係る費用
(2)派遣特定技能の住居の確保又は整備に係る費用
※ただし、(1)の取組は必須とする。

4 助成金額 事業実施に要する経費の1/2以内(上限20万円)

5 応募方法 裏面の「応募に必要な書類」を作成し、所管する地域振興局・支庁農政普及課に提出してください。

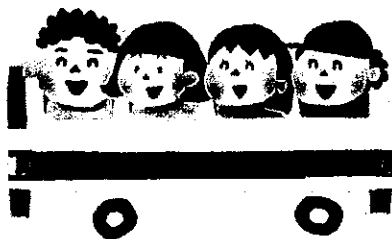
本事業で取り組める主な内容

派遣特定技能の移動費 (必須)

・派遣特定技能の前任地(国内)からの移動にかかる旅費

注1 必ず取り組んでください。

移動に係る旅費



住居の確保 (任意)

・住居や附帯する機械・器具の賃借料(家賃)

注1 補助対象は事業実施主体負担分のみ(派遣特定技能から徴収する分は除く)

注2 敷金、礼金、事務手数料は対象外

注3 派遣特定技能が滞在する期間分に限る

住居の賃借料



住居の整備 (任意)

・住居の修繕費
・修繕に必要な資材、機械、器具等の購入費



住居の修繕

機材の購入



応募の流れ

公募開始(5/7～)



事業実施計画の提出(6/25〆切)



事業実施計画の承認(7月上旬頃)
(事業採択適否の通知)



補助金交付申請(7月中旬頃)



補助金交付決定(7月下旬頃)

- 事業実施計画書等の作成
- 取組内容などを明記し、最寄りの各地域振興局・支庁農政普及課に提出してください。

提出された計画書等の内容を審査します。
① 応募資格(要件にあてはまるか)
② 事業内容など
※ 必要に応じて、問合せを行う場合があります。

事業の採択を受けた場合は、交付要綱に基づき交付申請書一式を各地域振興局・支庁農政普及課へ提出します。

補助金交付の決定後に取組を開始できます。
(必要に応じて交付決定前の着手も可能)※要手続き

応募に必要な書類

- 事業実施承認申請書(様式第1号)及び事業実施計画書(様式第2号)、収支予算書
- 添付書類(個人・法人等で必要な書類が異なります。)詳細は公募要領を参照ください。

県ホームページ

※鹿児島県HPに公募要領、実施要領をはじめ、応募に必要な様式等を掲載しています。

ホーム> 産業・労働> 食・農業> 農業者・経営>

農業分野における派遣形態の特定技能外国人を初めて雇用し、その活用に取り組む農業者等を支援します。(令和7年度農業分野特定技能活用促進事業)

事業の相談窓口・提出先

【事業全般に関する問合せ先】

県庁農政部経営技術課 担当:坂元, 竹之下 TEL:099-286-3152

【公募申請書の提出先】

各地域振興局・支庁農政普及課

(詳細は上記ホームページ等参照)

農業分野特定技能活用促進事業公募要領

1 目 的

本県における特定技能外国人の活用促進を図るため、派遣形態の特定技能外国人を初めて雇用し、その活用にモデル的に取り組む農業者等を支援する。

2 事業実施主体

本事業の実施主体は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 認定農業者又は農業法人、農業協同組合等
- (2) 鹿児島県内に事業所を置く者
- (3) 鹿児島県内の事業所において、派遣特定技能を初めて雇用する者で、具体的な雇用計画（派遣会社との雇用契約期間が2か月以上）があること。
- (4) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。

3 内 容

本事業は、派遣特定技能の雇用促進に向けた取組に要する経費を助成するものであり、次に掲げる事業内容を実施する。なお、(1)の取組は必須とする。

- (1) 派遣特定技能の前任地（国内）からの円滑な移動に資する取組
派遣特定技能を受入れる際に事業実施主体が負担する派遣特定技能の前任地（国内）からの移動費（旅費）
- (2) 派遣特定技能の住居の確保または整備に資する取組
 - ア 住居の確保（住居等の賃借料）
 - イ 住居の整備（住居の修繕に要する費用）

4 助成金額

事業実施に要する経費の1/2以内（上限200千円 ※定額助成）

5 補助対象経費

本事業の実施に要する経費は、次の表のとおりとする。

区 分	内 容
旅 費	派遣特定技能の前任地（国内）からの移動費（旅費）
賃借料	住居や附帯する機械・器具の賃借料（派遣特定技能から徴収する金額を除く） ※敷金、礼金、事務手数料等は対象外 ※派遣特定技能が滞在する期間分に限る
備品費	住居の修繕に要する機械・器具、資材等の購入費等
需用費	住居の修繕に要する消耗品費等
その他	知事が特に必要と認める経費

6 提出方法

(1) 提出書類

- ア 事業実施計画の承認申請書（実施要領：別記第1号様式）
- イ 事業実施計画書（実施要領：別記第2号様式）
- ウ 収支予算書
- エ 添付書類

- (ア) (認定農業者の場合) 農業経営改善計画認定書の写し
- (イ) (農業法人, 農業協同組合等の場合) 定款, 規約等
- (ウ) (暴力団排除に関する) 誓約書 (HPに参考様式を掲載)
- (エ) 消費税課税事業者届出書 (HPに参考様式を掲載)
- (オ) 派遣特定技能の受入れに関する派遣会社との契約書 (見積書) の写し
- (カ) 派遣特定技能の前任地 (国内) からの移動費 (旅費) を確認できる書類
- (キ) 派遣特定技能が住む住居の家賃が確認できる書類
- (ク) 派遣特定技能から徴収する家賃等が確認できる書類
- (ケ) 賃貸借契約書の写し
- (コ) 見積書, 機械・器具, 資材等のカタログ
- (サ) 機械等の規模決定及び事業費積算基礎
- (シ) その他参考となる資料

(2) 公募期間

令和7年5月7日(水)～令和7年6月25日(水) 17時必着

(3) 提出先

名称	所在地	電話番号	対象市町村
鹿児島地域振興局農政普及課	鹿児島市小川町3-56	099-805-7271	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡
南薩地域振興局農政普及課	南さつま市加世田東本町8-13	0993-52-1344	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
北薩地域振興局農政普及課	薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5530	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, 薩摩 郡, 出水郡
姶良・伊佐地域振興局農政普及課	姶良市加治木町諏訪町12	0995-63-8146	霧島市, 伊佐市, 姶良市, 姶良郡
大隅地域振興局農政普及課	鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2140	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡, 肝属郡
熊毛支庁農政普及課	西之表市西之表7590	0997-22-0044	西之表市, 熊毛郡
大島支庁農政普及課	奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7265	奄美市, 大島郡

7 審査方法

(1) 審査

別添「審査基準」により取組内容の妥当性を事業実施計画書毎に審査を行い, 予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に承認する。

なお, 補助対象外と認められる経費等については, 必要に応じて申請者に聞き取りを行い補正を求める場合がある。

また, 以下の場合は, 計画書の内容にかかわらず不承認とする。

- ア 提出の期日までに申請書類が県に到着しない場合
- イ 提出の期日までに申請書類に不備, 不足がある場合
- ウ 当該事業の目的に適合しない場合
- エ 計画書の内容に虚偽があると認められる場合

(2) 結果

審査結果は、事業実施計画書を提出したすべての者にその旨を通知する。

なお、審査内容は、非公開とし、補助金交付候補者の選定に係る審査の経過、審査結果等に関する問合せには応じないものとする。

(3) その他

ア 申請者が、国・県等の他補助金の交付を重複して受ける場合は、審査の対象から除外、又は採択の決定を取り消します。

イ 提出書類は、理由のいかんに関わらず返却いたしません。

ウ 提出等に要する費用は、応募者の負担とします。

8 問合せ先

(1) 提出書類の内容等に関する問合せ

「6 (3) 提出先」に示した振興局及び支庁担当者

(2) 事業全般に関する問合せ

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県農政部経営技術課（担当：坂元、竹之下）

TEL：099-286-3152

FAX：099-286-5593

9 スケジュール（予定）

時 期	内 容	備 考
6月25日(17時必着)	申請書提出（事業実施主体→県）	6(1)参照
7月上旬	事業実施計画の承認（県→事業実施主体）	
7月中旬	交付申請（事業実施主体→県）	
7月下旬	交付決定（県→事業実施主体）	

10 その他

(1) 提出書類の作成に当たっては、「農業分野特定技能活用促進事業実施要領」を御確認ください。

(2) 事業計画書の「事業完了（予定）年月日」は、助成金の支払い時期も鑑みて、出来るかぎり、実態に沿った記載としてください。

